

平成29年度 部局長マネジメント方針

環境部長 きのした 木下 ただし 正



仕事に対する基本姿勢

環境部は、環境の保全や廃棄物に関する業務を行っており、豊かな環境を守り、将来に引き継ぐため、第2次環境基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。

また、市民、事業者、行政の協働による取組みを進め、健康かつ安全で快適な生活を営むことができる環境づくりを進めてまいります。

一方、近年、世界共通の課題となっております地球温暖化につきましては、市民や事業者の方々が省エネやCO₂の削減に取り組んでいただくための支援や啓発に関する施策を積極的に行ってまいります。

資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった問題もあり、ごみの減量化や資源のリサイクルに取り組んでいくとともに、不法投棄対策や地域清掃の支援など市民と連携し、「環境にやさしい ごみを出さないまち東大阪」を目指してまいります。

平成28年度の振り返り

はじめに、環境保全及び地球温暖化対策の取組みの推進に関しまして、本市環境行政の基本である第2次環境基本計画が策定から5年経過し、環境に関する状況や課題も変化していることから、計画に位置付けられた各種施策の中間見直しを実施いたしました。次に地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が平成28年11月に発効され、本市では「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、環境家計簿の普及啓発を進め、各家庭からの二酸化炭素排出量を「見える化」とするとともに、太陽光発電システムや燃料電池、ホームエネルギーマネジメントシステム、リチウムイオン蓄電池の設置補助を行い、住宅の省エネ・省CO₂化を進め、市域の温室効果ガス削減の取組みを進めてまいりました。さらに、平成28年3月に改定しました「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）」に基づき、市役所内部における温室効果ガス削減の取組みを強化いたしました。

次に、ごみ処理基本計画に基づく循環型社会の形成に関しまして、昨年に策定しました「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、資源化の取り組みを進めてまいりました。新たな取り組みといたしましては、学校園から排出される剪定枝類のリサイクルや国の認定事業者と協定を締結し、使用済パソコン・小型家電の宅配便回収を実施いたしました。また、「水銀に関する水俣条約」の採択や「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立を受け、水銀含有廃棄物の適正な分別と効果的な回収方法を検討・検証するために実施される環境省モデル事業に参加し、家庭にある水銀体温計・血圧計などを市内各薬剤師会の会員薬局で回収しました。さらに、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項を調査審議する機関として新たに設置しました「東大阪市廃棄物減量等推進審議会」では、大型ごみ有料化の導入について検討しました。

次に、ごみ収集業務の効率化に関しまして、家庭ごみ（大型マンション班・ふれあい収集班を除く）収集業務について、平成28年度に西部環境事業所管轄地域の8班の委託を更新契約し、塵芥収集車の定期的な買い替えを実施するなど、効率的な業務運営を進めてまいりました。

次に、「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環としまして、近鉄東花園駅頭及び花園ラグビー場までの間のスクラムロードに、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。

最後に、市域の生活環境保全に向けた啓発・指導に関しまして、PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、市役所が保管するPCB廃棄物の状況を的確に把握することにより、各所属が行う処理委託の促進を図りました。

平成29年度に取り組む重点課題

1 環境保全及び地球温暖化対策の取り組みの推進

- ・環境への負荷の低減や地域環境の改善を行うなどの環境保全活動を推進し、次世代に引き継ぐことのできる豊かな環境の創造のため、地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進する支援を行います。

◇豊かな環境創造基金活用事業

市民や事業者からの寄付や市の施設における地球温暖化防止の取り組みにより削減した光熱水費などを積み立ててきた「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用の一部を補助します。

- ・「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、家庭や事業所などの省エネルギー化、省CO₂化の取組みを着実にを行うことで温室効果ガス排出量の削減目標の実現を目指します。

◇再生可能エネルギー等普及促進事業

太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池の設置費用の一部を補助することによって、家庭用の再生可能エネルギーや高効率給湯器等の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

◇環境家計簿の普及・啓発

家庭での電気とガスの使用量を毎月環境家計簿に記録し、各家庭のエネルギーを「見える化」することで、環境意識の向上、削減の動機付けを行う取り組みです。普及・啓発のため、教育現場や各種団体との協働を推進することで、募集・啓発対象範囲の拡大を図ります。

◇省エネ改修事業

中小企業者の設備の省エネルギー化を支援するため、省エネ診断の結果に基づいた省エネ設備の導入や改修の費用の一部を補助することにより、事業所から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

◇環境マネジメントシステム普及事業

市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及促進を図ります。

◇ESCO事業

ESCO（エスコ）事業とは、EnergyServiceCompany 事業の略で、顧客の光熱水費などの経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のことです。本庁舎などにおいて、ESCO事業が成立し、効果的な光熱水費の削減ができるように推進してまいります。

2 ごみ処理基本計画に基づく施策の推進

- ・子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

◇環境教育の普及啓発

市内の学校や幼稚園、自治会などへ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座等より連携した取り組みを実施します。

また、作品の制作を通じて3Rの推進・環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にE C Oポスターコンクールを実施します。

- ・ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

◇集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。

◇資源回収の促進

市関連施設での古紙類、小型家電、蛍光灯・乾電池・水銀体温計などの水銀含有廃棄物の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、古紙類や小型家電などの出張回収を行います。

また、公共施設から排出される剪定枝類のリサイクルを推進します。

さらに、昨年、協定を締結した国の認定事業者と連携し、使用済パソコン・小型家電の宅配便回収を進めていきます。

◇更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民への再啓発の実施、また、住居形態や地域特性に応じた啓発を実施するなど、細やかな対応を行います。

- ・東大阪市廃棄物減量等推進審議会から受けた答申に基づき、大型ごみ有料化の制度設計に取り組むとともに導入にあたっての配慮事項について検討します。

3 ごみ収集業務におけるより一層の効率的な業務運営の推進

環境部では、東部環境事業所管轄地域における家庭ごみ収集業務を平成13年度から民間委託しており、平成27年度に策定した「環境事業協働推進計画」においては、旧計画の基本的な考え方を念頭に置き、効率的、効果的な運用を図りつつ、地域との協働やプライバシーに関わることなどの行政でしか出来ないことや行政で行う方が効率的なことなど、官民の役割分担を明確にするとともに危機管理体制の見直しを行うこととしました。このことから、市が直営で行う業務は、市民のプライバシーに関連すること、地域との連携が必要となること及び危機管理体制とし、かつ、民間が担うことの出来るものは民間に委ねるという市の方針に基づき、家庭ごみ（大型マンション班・ふれあい

収集班を除く) 収集業務については平成29年度に中部環境事業所管轄地域の残り10班の委託を実施し、今後より効率的な業務運営をいたします。

- ・ごみに関する情報提供の充実

ごみ出しに関する新たな広報媒体の活用を検討し、ごみの分け方・出し方について、より分かりやすい情報発信・普及啓発ができるように努めます。

4 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として、ごみのない「きれいなまち」をキーワードに、自治会等での地域清掃の輪を市内一円に広げていきます。その際には、本市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった「地域清掃協力袋」を配布し、東大阪市の地域のすみずみまで、ごみのない「きれいなまち」づくりに取り組みます。

また、不法投棄監視カメラを増設し、不法投棄が頻発する箇所に設置し、自治会や警察と連携することにより、不法投棄の減少に努めてまいります。

5 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

生活環境の保全として、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行っていきます。一方、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行っていきます。

- ・生活環境保全に向けて産業廃棄物については、廃棄物処理法により、適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図っていきます。

- ・PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、民間が保管するPCB廃棄物の掘り起こし調査を本格的に行います。